

個別の条文へ向けての整理表

資料No. 1

章	節(大項目)	見出し(中項目)	条文的整理(「市民フォーラムでの素案(案)の「個別内容」をもとに、これまでの議論を踏まえて整理したもの)(である調)	逐条解説的整理(「市民フォーラムでの素案(案)」の「市民会議の思い」をもとに、これまでの議論を踏まえて整理したもの)(です、ます調)	
総則		目的	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、本市における住民自治の基本的な考え方を明確にするとともに、本市の自治に関する基本的な事項を分かりやすく総括的に定め、自主・自立のまちづくりと住民自治の推進を図ることを目的とする。 		
		用語の定義	「市民」	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第10条に規定する住民(本市の区域内に住所を有する者)及び本市の区域内において就労若しくは就学する者及び本市の区域内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人としての市民のみを意味しているのではなく、コミュニティ、NPO(特定非営利法人)、企業などの団体も包括した「市民」を意味しています。 ※外国人は入るのか。
			「市」	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法に規定する普通地方公共団体としての上越市の執行機関をいう。 	
			「コミュニティ」	<ul style="list-style-type: none"> 本市の区域内において活動を行う市民活動団体をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ※コミュニティを団体に限定してよいか。
			「市民活動団体」	(平成16年度「市民活動団体基本調査」(内閣府国民生活局)での定義より) <ul style="list-style-type: none"> 継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体で、特定非営利法人及び権利能力なき社団(いわゆる任意団体)をいう。 	
			「市民参加」	<ul style="list-style-type: none"> 市民が自発的かつ主体的に、市の政策決定に参加することをいう。 	
			「市民参画」	<ul style="list-style-type: none"> 市民が自発的かつ主体的に、市の政策の立案・計画、実施、検証・評価、改善・見直しの各段階において参加することをいう。 	
			「協働」	市民活動団体と行政との協働について (上越市における市民と行政との協働に関する基本原則(案)より) <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体と行政が、共通の社会的な目的を果たすために、それぞれの主体性に基づき、お互いの立場や特性を認識し尊重しながら、対等の立場で協力して共に働くことをいう。 	
			「市政」	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う政治をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ※辞書:「政治」…政治は、主権者(ここでは住民)が領土、人民を治めること → そう考えると、「市が行う」はおかしい。
			「まちづくり」	(会津坂下町まちづくり基本条例より) <ul style="list-style-type: none"> 公共の福祉を増進し、市民の幸福を実現するために行われる市政及び全ての公益的な取り組みをいう。 	
「自治」	<ul style="list-style-type: none"> (・地方自治の概念には住民自治と団体自治があるが、ここでは住民自治のことを指している。) 				

章	節（大項目）	見出し（中項目）	条文的整理（「市民フォーラムでの素案（案）の「個別内容」をもとに、これまでの議論を踏まえて整理したもの）（である調）	逐条解説的整理（「市民フォーラムでの素案（案）」の「市民会議の思い」をもとに、これまでの議論を踏まえて整理したもの）（です、ます調）
	自治の 基本原則		(・市民参加・参画と協働が自治の原則)	
	市民参加 ・参画	基本原則	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、誰もが自由に市政、まちづくりに参加・参画することができる。 市は、<u>前項の規定を保障しなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市政、まちづくりは、市民みんなが参加・参画でき、「まず考える、声を挙げる、参加する、できれば行動する」を基本にすべきと考えます。 市民は、市政、まちづくりに参加・参画する権利を有しており、同時に市がその権利を保障することにより実行性を持つと考えます。 現状では、市民参加・参画はまだ不十分であり、これらが十分に行われてはじめて「協働」や諸々の社会的な活動が可能となると考えます。
意識の醸成		<ul style="list-style-type: none"> 市民は、市政、まちづくりに関心を持つよう努める。 市は、<u>前項の規定を推進するよう努める。</u> 市民は、まちづくりの担い手として自主・自立の意識を持つよう努める。 市は、<u>前項の規定を推進するよう努める。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市民みんなが参加・参画するためには、市民が市政、まちづくりに関心を持つようになることが必要であり、そのためには、市民自らが「サービスの受け手」というだけでなく「まちづくりの担い手」でもあるという自主・自立の意識を持つことが必要と考えます。 市が、市民のそれらの意識醸成をバックアップすることが大切です。 	
制度		<ul style="list-style-type: none"> 市は、<u>市民参加・参画の制度をわかりやすいものにしなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の市民参加・参画の制度は、まだまだ市民にはわかりにくいものであり、市民の関心を高めていくためには、これらの制度を市民にわかりやすい制度にする必要があります。 市は市民の信託を受けて市政を行っているものであり、信託した市民の意見を聴く仕組みを整えることは当然のことであると考えます。 	
原則 ↓	協働 ↓	あり方	<ul style="list-style-type: none"> 市は、<u>協働の目的、理念、あり方を明確にし、市民に理解を求めなければならない。</u> 市民は、市と協働するよう努める。 市職員は、<u>協働についての的確な理解をしなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 現状では協働の目的、理念、あり方があいまいであり、まずそれらを明確にし、市民が十分に理解する必要があると考えます。またその前提として、市職員が的確に協働を理解している必要があります。 そもそも行政は、かつて市民が自分たちでは対処できない問題を専門的に処理する組織として、市民社会の要請で生み出されたものですが、市民生活が高度になるにつれて、行政に任せる仕事も徐々に増えていき、行政は右肩上がりの経済成長を背景に公共サービスを拡大していき、それに合わせるように、行政機構は肥大化し、必要とする経費も増大していきました。右肩上がりの経済成長が終焉を迎えて久しい今日において、行政による公共サービスの拡大は限界にきておりますが、少子高齢化や過疎化の進展、価値観の多様化などに伴う様々なニーズが存在しており、それらに対応していくためには、市民本位の新たな行政スタイルとして、市民と行政がともに考え、ともに行動し、ともに反省するという協働のスタイルが不可欠です。 (上越市における市民と行政との協働に関する基本原則（案）より) 対等の立場で、同じ目的に向かって一生懸命考えて話し合う、ということが保障されない限りは、自治の確立はないと考えます。 協働はとても幅の広いものであり、ケースバイケースで考えていくべきと考えます。 市民参画を「意思決定」だと考えると、協働は「実行」であると考えます。また、協働はそれ自体が目的ではなく、まちづくりの手法の一つであると考えます。 現状の問題点としては、協働は委託契約や指定管理者など、発注元と下請という制度で行われており、ここを正さなければ本当に協働にはならないと考えます。また、協働の担い手の育成と、そのための市から団体への助成を考えていく必要があります。
			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">市の責務としてまとめた方がわかりやすいのではないか。</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">「協働」が定義されているのであれば、おかしい。定義で明確にされている。</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">協働の「理念」は、条例で明らかにすべきではないか。</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">市民の責務、市職員の責務で整理した方がよいのではないか。</div>	

章	節（大項目）	見出し（中項目）	条文的整理（「市民フォーラムでの素案（案）の「個別内容」をもとに、これまでの議論を踏まえて整理したもの）（である調）	逐条解説的整理（「市民フォーラムでの素案（案）」の「市民会議の思い」をもとに、これまでの議論を踏まえて整理したもの）（です、ます調）
↓ 原則	↓ 協働	役割と責務	・市は、まちづくりについての市民と市の役割と責務を明確にしなければならない。	・共通の目的に向かって対等な立場で協力していくためには、協働の担い手である市民と市が、それぞれの役割と責務を明確にしておく必要があります。 ・市民と市が協働していくには、お互いの信頼関係が必要であり、そのためには、市は市民に情報公開、情報提供を実施し、説明責任を果たすなど、市政運営を透明にしていくことが必要です。
		対等関係	・市民と市は、対等な関係をもたなければならない。	
		信頼関係	・市は、市政運営を透明にし、市民と市が信頼関係を築くようにしなければならない。 ・市民は、市と信頼関係を築くように努める。	
理念	安全・安心		・市民は、地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの安全・安心対策をするよう努める。 ・市は、市民が安全・安心に暮らせるように配慮するとともに、前項の規定を推進しなければならない。	・市民生活においては、あらゆる市民が安全・安心に暮らせることが保障される必要があります。 ・非常時には地域での助け合いが最重要であり、日頃から地域全体で助け合いの精神を育てていくことが必要です。 ・かつて地域で機能していた安全・安心が、今日は機能しなくなっているという危惧があり、安全・安心の大きな要素として、災害時に備えて地域がまとまっていることが必要だと考えます。
		まちづくり	・市民、市議会及び市は、各地域の特色を活かすこと及び全市的な視点での平等の両方に配慮したまちづくりをするよう努める。	・まちづくりは、各地域の特色を活かしつつも、全市的に平等に行われなければならないと考えます。
	平等	人権尊重	・市民、市議会及び市は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重しなければならない。 ・市民、市議会及び市は、ハンディを抱える人や老人、子どもを大切にしなければならない。	・全ての市民は立場的に平等であり、個人として尊重される必要がある。 ・あらゆる差別がなく、人権が尊重されるまちを目指し、社会的弱者を市民、市議会、市のみんなで守っていくことが大切と考えます。
	男女共同参画	意識の醸成	・市民は、老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いを人として認め合うように努める。 ・市は、前項の規定を推進しなければならない。	・当市において、男女共同参画の推進意識はまだまだ十分とは言えず、市民全体の推進課題としてみんなで取り組んでいくべきと考えます。 ・男女共同参画は、市民参加・参画、協働の基本であり、住民自治の確立のためには、男女共同参画が保障されなければならないと考えます。
		地域社会	・市民及び市は、地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進するよう努める。	・特に地域社会において、時代にそぐわない社会的慣習、習慣を変えていく努力をしていかなければならないと考えます。
しくみ	市民の権利、役割			
	市議会の責務			
	市の責務			
制度	コミュニティ			
	人材			
	交流			
	情報			
	財政			
	評価			
	都市内分権			
住民投票制度				
位置付け	自治基本条例の最高規範性、改正手続			